

平成31年

松 前 町 議 会

第 1 回 臨 時 会 会 議 録

平成31年 2月 7日 開会

平成31年 2月 7日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成 3 1 年 2 月 7 日(木曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第 3 会期の決定	3 頁
○日程第 4 議案第 1 号 北海道市町村総合事務組 規約の制定並びに廃止につ いて(提案説明・質疑・討論・採決)	4 頁
○閉会宣告	5 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止について	31. 2. 7	原案可決

平成31年 2月 7日（木曜日）第1号

平成31年
松前町議会第1回臨時会
平成31年 2月 7日(木曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議会運営委員会報告
 - 日程第3 会期の決定
 - 日程第4 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について
-

◎出席議員(11名)

議長	12番	伊藤幸司君	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君	2番	沼山雄平君
	3番	福原英夫君	4番	近江武君
	5番	工藤松子君	6番	堺繁光君
	7番	油野篤君	8番	西川敏郎君
	10番	斉藤勝君		

◎欠席議員(1名)

9番 梶谷康介君

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課主幹	高橋潤一郎君
教育長	宮島武司君	監査室長	平田昭浩君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局書記	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成31年松前町議会第1回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成31年松前町議会第1回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番齊藤勝君、1番飯田幸仁君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) おはようございます。

先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第1号、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について、その内容をご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を定め、北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)を廃止するものであります。

当該北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償や、非常勤職員に係る公務災害補償など、共同処理する事務と共同処理する団体が事務ごとに異なる、いわゆる複合的一部事務組合で、この複合的一部事務組合には、北海道、または北海道を構成団体とする一部事務組合が加入することができないことから、その是正を行うために新たな規約を制定し、現行の規約を廃止するため、協議があったので、議会の議決を求めようとするものであります。

構成団体となることができない団体につきましては、北海道が構成団体となっている石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団の2団体、更には、この2団体が構成団体となっている北海道市町村職員退職手当組合の合わせて3団体を構成団体から削ろうとするものであります。

2枚目の規約をお開き願います。新たに制定する規約の内容であります。第1条から、裏面の第13条までの規定の変更はなく、現行規約のとおりであります。第14条は事務の受託で、前段で説明しました構成団体となることができない3団体から従来どおり事務を委託したい意向が示されたことから、これを受託するため、新たに第14条として事務の委託の申し出がなされたときは、これを受託することができる旨を定めようとするものであります。第15条は、新たに第14条を加えたことにより、現行規約の第14条を第15条に繰り下げしようとするものであります。

次に、附則であります。第1項は施行期日の規定、第2項は現行の規約を廃止する規定で、それぞれ記載のとおり定めようとするものであります。

次に、別表第1は、組合を組織する地方公共団体、裏面の別表第2は、共同処理する事務と団体で、それぞれ現行の団体から前段で説明しました3団体を削り、記載のとおり定めようとするものであります。

以上が、議案第1号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

10番。

○10番(斉藤勝君) 附則で、北海道知事の許可の日って、これいつ予定していますか。これちょっと詳しく説明してください。

○議長(伊藤幸司君) 総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) 施行日なんですけど、あくまでも今回議決をいただいて、全道的

に一斉に2月18日まで議決をしまして、報告するという事になっております。その後、協議の整った部分から、北海道の方に申請して許可が下りるといふふうな形になるんですが、4月1日に間に合わせるような形で施行がさせるものといふふうを考えております。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 他に。

他に質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成31年松前町議会第1回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前10時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 齊 藤 勝

署名議員 飯 田 幸 仁